松江市子育て支援事業(環境)要綱(平成30年松江市告示第406号)の一部を次のように 改正する。

令和3年12月21日

者をいう。

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前	
(趣旨)	(趣旨)	
第1条 この要綱は	第1条 この要綱は <u>、松江市廃棄物の処理及</u>	
	び清掃に関する条例(平成17年松江市条例	
	第 242 号。以下「条例」という。)第 12 条	
、紙おむつなどを日常的に	第2号に基づき 、紙おむつなどを日常的に	
使用する乳幼児を養育している家庭の子	使用する乳幼児を養育している家庭の子	
育て支援及び経済的負担の軽減を図るた	育て支援及び経済的負担の軽減を図るた	
め、 <u>もやせるごみ</u>	め、松江市指定袋家庭用もやせるごみ(以	
の収集、運搬及び処	<u>下「指定袋」という。)</u> の収集、運搬及び処	
分に係る手数料を免除することについて	分に係る手数料を免除することについて	
必要な事項を定めるものとする。	必要な事項を定めるものとする。	
(定義)	(定義)	
第2条 この要綱において、次の各号に掲げ	第2条 この要綱において、次の各号に掲げ	
る用語の <u>意義</u> は、 <u>当該各号に定めるところ</u>	る用語の <u>定義</u> は、 <u>次に定めるとおりとする</u>	
<u>による</u> 。	°	
(1) 乳幼児 出生の日から満 2 歳に達す	(1) 乳幼児 出生の日から満 2 歳に達す	
る日の属する <u>月の末日</u> までの <u>間にある</u>	る日の属する <u>月末</u> までの	

者をいう。

(2) 指定袋 **条例別表第 1 の 1**

#に関する規則(平成 17 年規則第 154 号)別表に定めるもやせるごみのごみ容 器のうち 30 リットルのもの をいう。 (免除対象者)

- 第3条 松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成17年松江市条例第242号。以下「条例」という。)第12条第2号に規定する市長が特別の理由があると認める者は、乳幼児の親権者であって、次の各号のいずれかに該当する者(以下「免除対象者」という。)とする。
 - (1) 松江市に住所を有する者

(2) 松江市に住所を有する親族の住居に 乳幼児とともに <u>1 月</u>以上滞在する<u>者</u>

(免除の方法)

- 第 4 条 <u>この事業による条例第 12 条に規定</u> する手数料の免除は、指定袋<u>を乳幼児 1 人</u> につき 1 回に限り無償で交付することによ り行う。
- 2 前項の規定による交付の枚数は、次の各 号に掲げる免除対象者の区分に応じ、当該 各号に定める数とする。
 - (1) 前条第1号に掲げる者 120枚
 - (2) 前条第2号に掲げる者 10枚

		に定める 燃やせるごみ
		のうち <u>10 リットル用のごみ袋</u> をいう。
	(免院	(全)
第	3条	手数料の免除を受けることができる
	<u>者</u>	
	は、	乳幼児の親権者 <u>で</u> 、次の各号の
	いず	れかに該当する者
		とする。
	(1)	松江市に住所を有する 乳幼児の親権
	<u>者</u>	
	<u>(2)</u>	転入により松江市に住所を有するこ
	<u> 논</u>	<u>になった乳幼児の親権者</u>
	<u>(3)</u>	松江市に住所を有する親族の住居に
	乳	幼児とともに <u>一月</u> 以上滞在する <u>親権</u>
	煮	
	(免防	余の方法)
第	4条	手数料の免除方法
		は、指定袋 の交付によるも
	<u>のと</u>	する
		0

(交付枚数)

第5条 第3条第1号及び第2号の親権者に 対する前条の規定による交付枚数(以下 「交付枚数」という。)は、申請時の乳幼児 (免除申請)

第5条 手数料の免除を受けようとする<u>免 第6条</u> 手数料の免除を受けようとする<u>者</u> 除対象者

号)に母子手帳又は乳幼児の健康保険証の 康カード兼用)に自署又は押印し **写しを添付し**、市長に提出しなけ ればならない。

2 前項の申請は、乳幼児の出生および転入 2 申請者のうち第3条第3号に該当する者 の際に親権者が自署した乳幼児健康カー ドにその旨を記載し市長に提出すること により、申請書及び添付書類の提出に代え <u>ることができる。</u>

第6条 略

- の月齢に応じて別表に定めるところによ る。
- 2 第3条第3号の親権者に対する交付枚数 は、10枚とする。

(免除申請)

(以下「申請者」という。)のうち第3条第 は、松江市子 1 号及び第2号に該当する者は、松江市子 育て支援事業(環境)免除申請書(様式第1 育て支援事業(環境)免除申請書(乳幼児健

> ____、市長に提出しなけ ればならない。

は、松江市子育て支援事業(環境)免除申請 書(様式第1号)を市長に提出しなければな らない。この場合において、申請者は母子 手帳又は乳幼児の健康保険証の写しを添 付しなければならない。

第7条 略

別表(第5条関係)

申請時における月齢 (乳幼児一人当たり)	<u>交付枚数</u>
0歳0か月~0歳1か月	<u>120 枚</u>
0歳2か月~0歳3か月	<u>110 枚</u>
0歳4か月~0歳5か月	<u>100 枚</u>
0歳6か月~0歳7か月	<u>90 枚</u>
0歳8か月~0歳9か月	<u>80 枚</u>
0歳10か月~0歳11か月	<u>70 枚</u>
1歳0か月~1歳1か月	<u>60 枚</u>
1歳2か月~1歳3か月	<u>50 枚</u>
1歳4か月~1歳5か月	<u>40 枚</u>
1歳6か月~1歳7か月	<u>30 枚</u>
1歳8か月~1歳9か月	<u>20 枚</u>
1歳10か月~2歳0か月	<u>10 枚</u>

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

(あて先)松江市長

略

松江市子育て支援事業(環境)免除申請書 松江市子育て支援事業(環境)要綱<u>第5条</u>の規 定により、<u>水</u>のとおり手数料免除による指定 袋の交付を申請します。

略	
指定袋交付枚数	枚
略	

※ 記載された個人情報は、____松江市子育て 支援事業(**環境**)以外には使用しません。 様式第1号(**第6条**関係)

年 月 日

松江市長 氏 名 様

略

松江市子育て支援事業(環境)免除申請書 松江市子育て支援事業(環境)要綱<u>第6条</u>の規 定により、下記のとおり手数料免除による指定 袋の交付を申請します。

略	
指定袋交付枚数	<u>10</u> 枚
略	

※ 記載された個人情報は、<u>(仮)</u>松江市子育て 支援事業___以外には使用しません。

附則

この告示は、令和4年1月1日から施行する。